

市長の政治姿勢について

新テロ特別措置法についてお伺いします。

政府与党は、インド洋での給油活動を再開する「新テロ特別措置法案」を、何が何でも強行しようとしています。

新法案はアフガニスタン空爆を行う米艦船への給油も認めていますが、憲法違反である「報復戦争」支援を許すわけにはいきません。

米軍が、海からの空爆を含む激しい武力攻撃を再開して以来、アフガニスタン情勢はかつてなく悪化しました。

7年にわたる無差別殺りく攻撃が民間人の犠牲を大きく増やし、アフガニスタン国民の反発と憎悪の輪を大きくしているからです。

テロの根絶どころか、世界中にテロの温床を拡散しました。

政府は、海自の給油活動が国際社会のためなどにごまかしていますが、日本の給油が、アフガニスタン国民の無差別殺戮やイラク戦争に使われた疑惑が深まっています。

今年八月までの給油量全体の約八割が米軍艦船への給油であったことが示すように、アメリカの戦争支援ではありませんか。

アフガニスタン政府は、「平和と和解のプロセス」をすすめるために米軍にタリバンなどへの軍事掃討作戦を中止するよう求めています。

日本政府がなすべきことは、この和平のとりくみを促進する外交努力であり、和平の障害となっている軍事作戦の中止をアメリカに強く求めることでもあります。日本は、アメリカの報復戦争に協力をしないこと。新テロ特別措置法案を撤回すること。以上について、政府に強く働きかけることを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

新年度予算編成についてお伺いします。

「経済財政諮問会議」が、来年度の国の「予算編成の基本方針」を取りまとめました。「基本方針」は、社会保障の削減路線や消費税増税の方針を掲げた小泉・安倍両内閣の「骨太方針」を「堅持」と明記しています。

この「骨太方針」こそが、今日の国民犠牲の数々を生み出しているものであります。

第1は、社会保障の削減路線であります。

「経済財政諮問会議」をてこに強引に進められたこの路線は、国民のくらしの破たんをますます深刻にし、社会保障の支えを必要とする多くの国民を医療や介護、生活保護などの制度から排除してきました。

世論の厳しい批判に対して、福田内閣は高齢者医療の負担増や児童扶養手当の削減などを見直す姿勢を示していますが、その中身は、一時的・部分的な先送りや、いずれ“解凍”する「凍結」措置にとどまっています。

加えて、低所得層の消費支出が減っていることを理由に、生活保護のうち日常生活費に当たる生活扶助費を引き下げようとしています。

問題は、低所得世帯が生活保護を下回るような貧困に苦しめられていることにあるにもかかわらず、貧困世帯に合わせて生活保護費の方を引き下げるという冷酷な政治です。

日本の社会保障給付は、国内総生産比でイギリスの四分の三、ドイツ、フランスの三分の二以下であり、社会保障は貧弱すぎるのが実態です。

第2は、政府の審議会や自民党の研究会が、いっせいに消費税増税を打ち出していることは重大です。

第3は、軍需産業との癒着で大幅に水増しされた軍事費にはまったくメスを入れず、増強していることです。

第 4 は、税金の無駄づかいです。
道路特定財源を温存し、大企業・大資産家への大減税を続けるなど「無駄と非効率」があふれかえり、国民の批判も強まっています。

舗装率が 97% を超えた現在、道路特定財源を続ける理由はまったくありません。

「一般財源」として、社会保障などの予算にも回せるようにすることです。

以上の特徴に示される新年度、国家予算の編成方針に対するご所見をお示しく下さい。

また、真の地方自治体の任務である住民福祉の増進を図れるよう、国に対して予算編成の根本的な転換を要望することを求めるものです。

新年度福山市の予算編成については、税金の無駄づかいを改め、市民の命綱となる、福祉・暮らし・営業を守る予算を重点化することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示し下さい。

介護保険制度についてお伺いします

介護保険法が改悪されて約 1 年 8 か月がたっていますが、高齢者にとっては「介護とりあげ」や負担増となり、必要な公的介護が受けにくくなっています。

この年度には、保険料の大幅引き上げが強行され、その一方で、軽度者の給付削減や報酬単価の引き下げ、福祉用具貸与の制限、介護療養病床の削減、介護認定件数の低減など、利用サービス抑制が行われました。

まさに、「負担あって給付なし」というのが、本市の介護事業の実態です。

2006 年度の介護保険特別会計の決算状況は、差し引き収支額 11 億 7 千万円余を生み出し、黒字となっています。

介護保険特別会計の予算編成時の、見積もり違いは明らかであります。

高齢者の生活実態は、低所得者が大半を占めている、非常に厳しい実態であるだけに、介護保険会計における、黒字分を活用し、保険料と利用料の減免など、利用者の負担の軽減制度の拡充が必要です。

全国では、利用者負担の軽減に力を尽くしている自治体があります。

我が党の調査によると、東京都小金井市では、今年 9 月より、訪問介護利用者助成制度を新たに拡充し、利用者負担を軽減している、とのこと です。

対象者は、要介護・要支援の認定を受けた低所得者で、1 割の介護サービス利用料の 4 % を、市独自で助成する、とのこと です。

また、大分県宇佐市では、介護保険料減免制度を自治体独自で創設し、利用者負担の軽減を行っています。

宇佐市の保険料減免制度は、今年 10 月から始まりましたが、4 月まで遡って請求でき、第 3 段階の保険料の人が、申請すれば、第 2 段階に減額される、とのこと です。

先に行われた、本市決算委員会での、我が党の保険料減免の拡充を求めた質問に対する答弁では、保険料を減免すると、国の指導が入るとの事でしたが、厚生労働省が通知した保険料減免制度についての「三原則」は、法的義務を持っていません。

剰余金の活用等を行い、本市独自で、介護保険料の減免制度を早急に拡充するとともに、市独自で新たな利用料負担軽減策を策定することを求めます。

お答え下さい。

次に、介護労働者の労働条件の問題についてお伺いします。

介護の現場で働く人たちの労働条件は、現在、その仕事の大切さに比べ、あまりにも報われていません。

政府統計の、賃金構造基本統計調査では、全労働者の平均賃金が約 33 万円であることに對し、介護労働者は約 21 万円です。

その上、自民・公明政府が介護報酬を 2003 年度には、2.3%引き下げ、さらに 2006 年度には 2.4%引き下げたため、賃金水準はいつそう押し下げられています。

介護労働者の厳しい労働実態は、我が党独自の調査によっても明らかになっています。

市内の全介護事業所への、実態調査アンケートによると、2006 年度の介護保険法の改悪により、収入減になった事業所は、回答した 97 事業所のうち、72 事業所、約 74%にも上っていました。

収入減への対応について、ボーナスの削減や昇給取りやめ、残業代を減らすなどの経費削減などを行っていました。そして、職員のリストラや、正職員をパート職員にするなどの対応を行った事業所は、およそ30%を占めていました。減収の影響により、行事などの利用者サービスを縮小・廃止を行っていました。

職員が離職する理由としては、「低賃金と重労働」が、圧倒的多数を占めていました。「負担が増大し今後も収益の好転が見込めないため、事業所を廃止する予定」と回答した事業所もありました。

職場の業務については、「書類作成が増えた」「件数が減ったのに、必要な書類手続きが一層義務化され、指導、監督が厳しくなり、利用者に対して対応する時間がとりにくい」など、事務作業の増加による深刻な実態が浮き彫りになっています。

以上のことを踏まえ、介護労働者の実態についてどのように認識しているのか、お示し下さい。

また、早急な介護報酬の引き上げが必要となりますが、市としての、これまでの取り組みについて、お答え下さい。

介護職員の加重労働となっている原因の一つに、事務作業があります。事務作業の負担の軽減を求めます。以上についてお答えください。

次に障害者施策について伺います

障害者自立支援法が昨年４月に施行されてから、１年８か月近くが経過しましたが、当初懸念されていた問題点が現実のものとなっています。

とりわけ、応益負担の導入は、障害者に過酷な負担増を強い、現在の生活と将来について深刻な不安を与えています。

また、報酬単価の引き下げと、日払い方式への変更は、事業所経営を脅かし、職員の労働条件を引き下げ、人手不足の深刻化など障害者支援体制の維持が困難になっています。

政府は、障害者自立支援法の大幅見直しを求める障害者、施設関係者の声と運動におされ、「特別対策」を講じましたが、根本的な解決にはなっていません。我が党が行った、日中活動系と訪問系サービス事業所への実態調査アンケートでは、回答した２７事業所のうち、８５％が「応益負担は廃止すべき」と答えていました。

また、利用者負担の影響について、「貯金がほとんどない。貯金残高で、支援に個人差が出る」とか、「親が失業したが負担がそのまま、利用料が払えない」「負担が大きい場合、必要な支援でも勧めにくい」など、深刻な実態が記されていました。

事業所も減収をこうむり、2005年度と2006年度の総収入比較では、1割以上減収になった事業所は、回答のあった事業所のうち6割に上っていることも判明しました。そして、「介護労働者がワーキングプアではサービスの質の向上は望めない」といった悲痛な声が記されていました。

事業所、利用者、福祉労働者、全ての関係者が障害者自立支援法による、負担増の被害者になっていることが明らかとなっています。これらを踏まえ、次のことについて政府に強く要望することを求めます。

一．応益負担の制度を撤回すること

一．報酬単価の引き上げとともに、日額支払い方式から、月額支払い方式に戻すこと

一．地域生活支援事業に対して、実際にかかった経費の二分の一を国が負担する仕組みとするよう求めること

一．障害程度区分の判定が身体動作に偏重しているため、精神障害、知的障害、内部障害などの実態が正しく反映されず、必要なサービスが受けられない問題が発生しています。障害ごとに、その特性が反映されるように、認定基準及び認定手続きを見直すこと。

- 一．児童に対して障害程度区分を導入しないこと
- 一．精神科病棟の転換による「精神障害者退院支援施設」は、社会的入院を真に解消するものとは言えません。「精神障害者退院支援施設」の導入は、中止すること

次に福山市として、次のことを実行することを求めます。

- 一．本市独自の利用者負担軽減措置を経過措置とせず、恒久制度とすること
- 一．障害者事業所で働く職員の低賃金等、労働条件を改善するための抜本的な対策を講じること
- 一．事業所に対し、利用者負担の影響や要望等を調査する、市独自の実態調査アンケートを行い、現状を把握し必要な施策を講じること

以上についてお答えください。

障害者施設法人の指導のあり方についてお伺いします。

社会福祉法人 歓びの園の運営する、知的障害者通所厚生施設「みゆき広場」は、障害者にとって、安心でき、自立した生活の場でなくてはなりません。そのため、法人の運営は、障害者の願いが大切にされ、活動の積み重ねが、利用者の処遇の向上に結びつく取り組みが求められます。

しかし、この法人は、我が党の調査では、定款に則っていない施設の運営や、施設長の度重なる交替や空席が続き、不安定な施設運営が行われているようです。2007年度には、調理実習やグループ合宿、グループ外出や懇談、所員の自治活動などの取り組みが削減され、利用者サービスが後退している、とのことでした。

そして、これらのことが家族や利用者に対して、大きな不安と混乱を引き起こしていることが思料されます。

このような法人運営に対し、本議会には「みゆき広場を守る会」より請願書が提出され、法人運営についての改善要望等が求められています。

過去には、健全な法人運営に関する要望が4700人余の署名とともに本市に提出されています。

施設に対し、運営を正常化するように求める運動や、市に対して監査強化を求める要望署名の提出、県の適正化委員会が事情調査を行うということもあるなど、この施設の運営について、何らかの課題があるということが思料されます。

障害者施設とは、本来、障害のある人たちの豊かな生活を支援するための活動が行われ、利用者とその家族、法人が一致団結して運営に取り組まれるべきであります。

市としてあらゆる手だてを尽くすことを求めます。

次のことにお答え下さい。

- 一． 提出された要望に対し、市として真摯に取り組むこと
- 一． 当法人が、利用者の意向を調査し、それに基づいたサービスが行われるよう、行政として指導すること
- 一． 法人が、利用者本位のサービスの質の向上をめざし、家族会、職員集団、労働組合、「みゆき広場を守る会」と、運営について意見交換を行える場を設置するよう支援すること

以上についてお答えください。

後期高齢者医療制度について伺います

この制度は、自民・公明政権が強行した医療改悪法により導入されたものです。

2008年（来年）4月から、現在扶養家族となつて、保険料を払っていない人も含めて、75歳以上すべての人から、保険料を徴収し、しかも年金から保険料を天引きする制度です。

医療費削減を目的としたもので、医療の内容も制限し、差別医療とも言われています。

また、保険料が払えない人からは、保険証を取り上げ、医療を受けられなくする過酷な制度です。

「80代、90代の人から保険証を取り上げることはひどい」「長生きするなということか」「姥捨て山にするのか」などと、さまざまな分野から怒り、不安の声が広がっています。

この制度の運営は、広島県後期高齢者医療広域連合が行い、11月30日の定例会で保険料率などが決められています。

均等割年額4万467円に加えて所得割、（率7.14%）となり、4月から2年間一人あたり単純平均月額6740円と報じられています。

年金からの天引きは、これに介護保険料を加えたものです。

世界の中でも、欧州など先進国では、高齢者を別にして医療費を取り立てるような冷たい制度はありません。この制度に対して、中止・撤回を求める声が広がっています。次の項目についてお答え下さい。

一．後期高齢者医療制度の中止撤回を国に求めること

一．高齢者に対する新たな窓口負担の引き上げをやめよう国に求めること

一．市独自の軽減制度をつくること

以上についてお答え下さい。

国保行政について伺います。

格差と貧困が広がる中、収入がなくても払わなくてはならない国保税は、とりわけ、低所得者や加入人員の多い世帯で、重い負担となっています。

福山市は、近年、国保税の引き下げに対して一定の努力をしていますが、国保税のさらなる引き下げを求めるものです。ご所見をお示しくください。

国民健康保険料・税の収納率が低い自治体に対して国が制裁措置（ペナルティー）として、国保調整交付金の削減を行っていますが、その削減総額が 2002 年から 2006 年の 5 年間で 1 4 3 9 億 4 0 0 0 万円にのぼることが、明らかになりました。

2 0 0 6 年度は、全自治体の半数近い 8 3 9 自治体が減額の対象になり、減額総額は 3 1 0 億円です。収納率が低いのは、格差と貧困が広がり、低所得層が相対的に多く、担税能力をこえた国保税となっているからです。

高い国保税となる根本原因は、国庫負担が削減されたことにあります。国保税を引き上げた結果、滞納者が増え、さらに保険税を上げる「悪循環」が起きているのです。

国に対して、国庫負担率を上げること、収納率が低い自治体に追い打ちをかけるような減額措置はやめることを強く求めてください。

また、本来、安定的に交付すべき調整交付金に、特別調整交付金などの格差を設けるなどペナルティーと褒賞を用いる、不安定なあり方を改めることを、国に強く求めてください。

資格証明書の発行についてお伺いします

福山市の資格証明書発行世帯数は、本年 10 月 1 日現在、2 5 4 1 世帯であり、交付率は中核市 35 市の比較で、高いほうから 6 番目であります。

2006 年度決算特別委員会資料によれば、2 0 0 6 年度の資格証明書発行世帯 2 9 6 6 世帯ですが、そのうち所得段階で 2 0 0 万円以下の世帯が 2 7 3 5 世帯 9 2 ・ 2 1 % です。とりわけ、所得の低い世帯に対する資格証明書の発行は、医療にかかる権利を奪う状況を生み出します。

資格証明書の発行について、原則、生活保護基準以下の世帯には、発行しないこと。また、病気や負傷者、高齢者、18 歳以下の子どもは、資格証明書の発行の適用除外とすること。資格証の発行は、担税能力があるにもかかわらず、事情もないのに、手だてをつくしても、納税に応じない悪質滞納者のみとすることを求めるものです。以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

個人住宅の耐震化についてお伺いします。

1995 年の阪神大震災では、死者数の 90% 近くが家屋倒壊などによる圧死とされています。政府はこれを教訓に、翌年耐震改修促進法を施行しました。

中越地震や福岡県西方沖地震を受けて、2006 年度からは一般の被災者住宅に補助対象を広げ、税制面の優遇措置も導入しました。

中越沖地震では、建物倒壊によるお年寄りの死亡が相次ぎ、確認された 10 人の死亡者はすべて 70 歳以上、6 人は倒壊家屋の下敷きであったということです。

このような、犠牲者を出さないよう、災害に強いまちづくり、国土づくりを進めるため、公共施設だけでなく、すべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的に進めることが、求められます。

個人住宅の耐震化、とりわけ高齢者世帯の住宅の耐震化は、財政的にも困難が伴い、耐震改修の補助制度が求められます。

福山市の耐震性に問題のある家屋の戸数、及びその比率をお示してください。

国の目標に沿って、耐震化率90%に、引き上げるための、計画はどのように進捗しているのか、その具体をお示してください。

また、個人住宅の耐震改修助成制度を創設することを求めるものです。ご所見をお示してください。

次に、住宅バリアーフリー化について、現在は、屋内の改修のみを補助の対象としています。

福山市では、急速な都市化に伴い、山を切り開いた斜面に路面から石段を取り付け、玄関に至る住居が多数存在します。

高齢化が進んだ今、車いすを使用する状況となり、自力では玄関まで昇降できないという相談も、寄せられる状態です。

したがって、リフトの設置については、屋外についても対象を広げることを求めるものです。

ご所見をお示してください。

芦田町圃場整備についてお伺いします

本年11月には、事業主体が福山市である上東之面地区と、下本郷地区の圃場整備工事および、その圃場整備区域内の道路改良工事の入札が行われています。

下本郷地区の市道2路線と上東之面地区の市道4路線は、用地買収により整備される市道であります。その市道の用地買収金額は、上東之面地区では866万2680円、下本郷地区では733万1826円であることが、わが党の調査でわかりました。

両地区の圃場整備は、村づくり交付金事業を活用しているので、費用負担は、国が50%、県が10%、市が20%、地権者負担が20%となります。この負担割合で計算すると、上東之面地区は、606万円、下本郷地区は969万6000円の地権者負担になります。

芦田地域の圃場整備は、区域内で市道建設が行われ、その用地買収費を圃場整備費用に充てることで、地権者の自己負担がないと仄聞しております。

このようなやり方は、通常の圃場整備の手法とは異なっていますが、なぜこの地域だけこのような手法なのか、理由をお示してください。

圃場整備の目的は、農地等の区画形質の変更、道路、用排水路等の圃場条件の整備を図り、農地を集団化して土地利用を調整し、農業生産性を図るものであります。そのため圃場整備地区内では、おおむね4mの幅員の農道が整備されます。

福山市が、わざわざ用地買収により、市道を整備しなくても、この農道を、舗装をすることで生活道路として活用でき、地域の要望にも答えるものとなります。

なぜ、圃場整備と市道をあわせて整備するのか、理由をお答えください。

堀町地区の圃場整備地区では、末元本線の道路が未整備の部分があります。その理由について先の決算特別委員会で質したところ、担当理事者からは、「地権者の同意が得られていない」旨の答弁がありました。

そもそも、圃場整備は、地権者の100%同意が必要です。この事業は、地権者全員の同意を得ずに、整備したことになりますが御所見をお示しください。

芦田地域の土地改良区が、事業主体の圃場整備は、全額、地権者負担で行っています。

しかし、受益面積が20ヘクタール以上あれば、県営事業として、圃場整備を行うことができます。

熊野町では、圃場地区のそれぞれの面積は小さいものですが、地域全体としては、45ヘクタールを超えることから、国、県の補助により整備しています。

芦田地域では、一つ一つの圃場整備面積は2.2ヘクタール～5.2ヘクタールの規模であります。全体では24.6ヘクタールになります。

県営事業であれば、補助が国から50%、県から15%、地権者負担は、35%になります。

なぜ県営事業としなかったのか、その理由をお示しく下さい。

以上についてお答えください。

保育行政について伺います

本市は現在、保育所再整備計画と称して、公立保育所を、10年間で10～15カ所を廃止し、民営化しようとしています。

この計画は、保育を必要とする子どもたちや、保護者の願いを実現するために進められているわけではなく、保育に支出するための財政削減が、目的で行われていることが、これまでの質疑を通じて明らかになっています。

新聞報道によると、広島市では、公立保育所の民営化方針の撤回や、公的責任での保育事業の拡充、保護者負担の軽減などを求める、約50項目の要望が、広島市に対して提出されています。

そして、このような運動により、広島市では、公立保育所の民間移管の方針の素案すら出されていません。

横浜市や大阪府大東市では、保育所民営化を問う行政訴訟が起こされています。

横浜地裁の判決では、「行政は、保護者の保育所選択権を奪うことはできない」との司法判断が下され、大阪高裁では、「民営化は子どもに重大な影響を与える」として、行政に対して、損害賠償を命じる判決が出されています。

全国で起きている公立保育所の民営化に対し、異議を唱える運動は、行政の子育て支援策を縮小するのではなく、拡充を求める親たちの切実な願いの表れです。

保育内容を含めた保育事業の実施に、市が直接責任をもつ公立保育所を廃止する民営化は、行政責任を後退させることとなります。

少子化時代の今だからこそ、公立保育所は行政の手で廃止するのではなく、拡充するべきです。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます

- 一． 本市の公立保育所を廃止し、民営化をすすめる、再整備計画を撤回すること
- 一． 国に対し、公立保育所運営費の一般財源化を元に戻すよう要望すること
- 一． 国に対し保育所運営費の大幅増額を強く求めること

以上について、お答え下さい。

次に建設・都市行政について

駅前広場整備事業について伺います

福山市は、現在、駅前整備として、地下送迎場建設工事を進めようとしています。

工事着手に際し、福山城の埋蔵文化財である、城外堀石垣の遺構を保存せよと、大きな運動が広がっています。

遺構の保存について、市長は、署名を重く受け止めていると表明され、遺構の保存と活用方法については、「可能な限り現状のまま見える形で残していく」と表明されていますが、部分的なモニュメントを残すというあり方では、市民の要望は実りません。

当計画をいったん白紙に戻し、地元商店街や町内会、市民や各界の専門家が参加する整備再検討委員会等を設置することを求めます。

御所見をお示しく下さい。

幹線道路網推進事業についてお伺いします

現在、瀬戸学区の山北地区では、事業説明会を一方的に打ち切って、設計協議の段階に入っています。

設計協議は、横断道路や水路、取り付け道路の位置や構造などを協議する段階と説明されてきました。

それにもかかわらず、事業者は、設計協議の説明会を行った翌日には、瀬戸学区山北地区の住宅所有者に対し、用地補償についての意向確認を行っています。

設計協議の段階で、用地買収をすすめるというあり方は、行政自らが定めた、事業の進め方から逸脱している上、住民の間に混乱を引き起こすこととなります。

設計協議に対する意見書は、100件余が提出されたのですが、その意見のほとんどに対して「前回回答済み」として、住民への誠実な説明が果たされているとは到底言えません。

住民への説明責任を果たさず、事業の進め方にも反する姿勢が、行政不信を強めています。

2001年の都市計画審議会の付帯意見では、関係住民に対し、事業内容を十分説明することを求めています。現在の山北地区の状況は、行政自らが混乱を引き起こしています。

事業説明会に立ち返り、住民が納得のいく説明を誠実に行うことを求めるものです。

また、新たな事業段階へ進まないことを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

草戸町の、福山沼隈道路の建設予定地には、中世の山城の中山城跡がある、とのことですが、この遺構について、詳細をお示しく下さい。

歴史的遺産については、詳細に調査を行い、保存することを求めます。

ご所見をお示しく下さい。

次に、橋梁への自転車・歩行者道の設置についてお伺いします。

これまでわが党は、歩道が設置されていない橋梁について、歩道やスロープを設置するなど、安全対策を講じることを求めてきました。

新涯大橋のような、古い基準で設置された橋梁は、歩道が途中で途切れているため、自転車に乗った人はやむを得ず、車道を通行せざるを得ません。そのため、橋梁を渡る人は、常に危険にさらされることになります。

我が党は、2006年度の予算委員会でこの問題を取り上げ、早急な安全対策を求めてきました。

市内には、このような橋梁が4カ所ある、とのことですが、その一つである新福山陸橋で、11月29日に、自転車に乗った女性が乗用車に後方からはねられ、4メートル下の道路へ転落して、死亡する、という痛ましい事故が報じられていました。

この4カ所の歩道整備についての進捗状況をお示してください。

韮港埋め立て架橋計画についてお伺いします

市長は、排水権利者の全員同意が得られないまま、また、事業隣接町内会あげての反対決議があり、住民合意は形成されていないにもかかわらず、韮港埋め立て架橋計画を強行しようとしています。

このたび市長は、免許庁である県から、公有水面埋め立てに関して本市の意見を求められたとのことで、「多くの住民も熱望されているところから異議がない旨を回答したい」との説明をされました。

何をもって多くの住民と言われるのでしょうか。その客観的根拠と、何名、何％に当たるのか、明確にお答えください。

去る、9月議会に提出された請願署名については、新聞報道では、「韮町内有権者の約91％の署名が集まった」との請願者の見解を紹介しています。

市長は、何をもとに個人情報にかかわる確定がされたと把握されているのでしょうか。どのように検証されたのか、客観的根拠をお示しくください。

市長は、埋め立て架橋計画の必要性のひとつとして、慢性的渋滞の解消とされています。

そこで、鞆町住民など 80 人が参加して実行委員会を組み、11 月 7 日、水曜日、早朝 6 時から、午後 8 時までの 14 時間、交通量調査を行いました。我が党も参加して、調査にあたりました。

調査の目的は、鞆町における通過交通量の割合と、渋滞の実態を把握すること、騒音の実態を把握することです。

そして、調査結果を元に、専門家が分析しました。

調査地点は、鞆鉄鋼団地の主要地方道福山鞆線と、市道の合流点、及び、鞆平保育所からの市道と主要地方道 松永線の合流地点のそれぞれ山側と海側車線の、計 4 カ所です。この場所で、走行台数を計測しました。

また、鞆町内を通過する自動車の割合を把握するため、北側から入って南側から出た自動車と、南側から入って北側から出た自動車の、ナンバープレート照合調査も、同時に行いました。

さらに、渋滞の実態を把握する調査も行っています。

渋滞発生による損失は、通過時間が増大することです。

そこで、2つの調査地点の間を、実際に自動車で走行し、始発地点と終点、及び途中の3か所の通過時刻を秒単位まで記録しました。

こうすることで、鞆町内を通過する所要時間が把握できるのです。

以上3つの測定結果から、次のことがあきらかになりました。

まず、鞆町内の通過交通量は、14時間で、両車線合計で1,364台でした。

鉄鋼団地付近の実際の交通台数は、9195台ですので、通過交通の割合は14.8%とごくわずかであります。85.2%の交通量が、鞆地域内から発生しています。

渋滞の実態調査では、鞆町内を抜ける2.4キロメートルの距離を走行するには、平均で、5.7分かかり、最大所要時間は、8.7分弱でした。

しかも、8.7分の所要時間は、67回の実際の走行回数のうち、一回のみであり、朝夕の交通量が増加した場合の通過時間への影響は、極めて小さいことがわかりました。

この事実は、時間的、経済的損失と評価するには、あたりません。

実際の走行状態も、町内の狭隘な場所の離合にやや困難が生じて、のろのろ運転、あるいは停車時間は数十秒程度でした。

この地域において「慢性的交通渋滞」はもとより「交通混雑」すら、存在していないことが明らかとなりました。

そもそも渋滞が存在しないことから、この 85.2% の轄地域内の自動車が遡行し、遠回りしてまで橋梁を使うことは、かえって時間を要することになり、現実的ではありません。

埋立て橋梁を造ったとしても、橋梁の利用が想定される通過交通量は、実際の測定結果を踏まえると、最大でも 2000 台と予測されます。

橋梁を建設した場合の、県と市の計画交通量推計は、日量 7,300 台とされています。

これは、輦の交通の実態を踏まえず、存在しない渋滞が存在することを前提としています。

実態と、あまりにもかけ離れた数値を前提としている、県・市の交通量予測ですが、どのようにして算出されたのでしょうか。具体的な根拠をお示しく下さい。

次に、騒音調査についてです。

当事業が予定されている、橋の西側と東側の道路端で、騒音を測定しました。

その結果、昼間の等価騒音レベルは、西側で 64.0dB、東側で 60.4dB でありました。

調査は専門家が行い、すべて J I S 規格に基づいて行われています。

この結果をもとに、県・市が予測している日量 7 3 0 0 台の交通量で、将来の騒音予測を計算すると、橋梁の、路肩端では 70dB を超え、橋梁の自転車歩行者道路端でも 67.5dB を超える、高い騒音レベルが予測されました。

つまり、橋梁を建設した場合、騒音は、極めて悪化することが予測されます。

住民にとって騒音被害は、健康破壊にもつながる重大な損失となりますが、ご所見をお示しく下さい。

次に、環境影響評価についてお伺いします。

当事業について、県・市は環境影響評価を実施しています。

この環境影響評価（事業者アセス）は、いくつもの重大な問題点を含んでいます。

たとえば、事業者アセスは、工事中の資材運搬車両の環境への影響を予測していません。

橋梁工事期間中の、資材等の運搬車両は大型車両のため、大気汚染の排出量は非常に多くなります。

単に台数の多寡で影響は小さいと評価することは出来ません。

大気汚染における大型車の影響の大きさを試算すると、自動車 1 台が 1km 走行した時に、排出される汚染物質の排出量は、NOx で 17.5 倍、SPM で 14.2 倍であり、大型車 1 台は、小型車十数台分の汚染物質を排出することになります。

騒音も同様に、大型車 1 台は乗用車 6.3 台分の騒音を発することが分かっています。工事期間中の隣接町内への影響は、甚大です。

また、事業者アセスは、気象データを鞆町のデータを使うのではなく、曙小学校のデータを用いています。

曙小学校は事業予定地とは距離にして約 10km 離れており、周辺地形も平地である一方、計画地周辺は山が海に迫っている地形であり、大きく異なっています。

そのため、風向や風速など、環境影響評価に用いるための気象データは異なります。

このようなやり方は、極めて不適切であります。

現地付近で、気象データを測定してはいますが、夏季7日間、冬季7日間の合計14日間しか観測されておらず、これを大気汚染予測に用いることも適切ではありません。

また、景観予測の評価について、港内には文化財が複数存在し、また港に面した街並みは港の風景を構成する重要な要素であります。埋立地および橋の存在はこれらを覆い隠し、この港における景観に決定的な影響を及ぼし重大な景観破壊であると評価すべきです。

いろは丸展示館前については港の景観の重要な要素である水平線が全く見えなくなるし、鞆城跡は港の景観の重要な構成要素である水面を道路が分断しています。

焚場町県道上に至っては港そのものが大きく変容し、幅員のひろい道路と埋立地が中心となった景観に様変わりしてしまい、もとの歴史的な文化財のある港の風景は見る影もありません。

常識的、客観的にみて景観に大きな影響がある
としか評価しようが無いにも関わらず、事業者の
意図を反映して「影響は小さい」、「大きく変化さ
せるものではない」、「影響の低減が図られている」
など実態とはかけはなれた強弁をしています。

本来、保全すべき対象である港の風景の中心に、
埋立地と橋によって道路を通す計画であるから、
景観に与える影響が小さいと結論づけることに、
根本的な無理があります。

その他にも専門家であれば、間違うはずのない
初歩的な誤った記述が多数あります。

以上のような事業者アセスをもって、失う利益
が少ないとすることは許されません。

当事業を撤回することを求めます。
お答え下さい。

教育行政について伺います

放課後児童クラブのあり方についてであります。

厚生労働省は、放課後児童クラブの運営について、ガイドラインを示しています。

この内容は、クラブの規模について、40人程度までが望ましいとしています。そして、最大でも70人までとすること、1人あたり、概ね1,65㎡以上の面積を確保すること、子どもの休息できる静養スペースを確保すること、などが示されています。ガイドラインを踏まえ、市内に12箇所ある71人以上の放課後児童クラブを今後、どのように改善するのか、対応方針についてお答え下さい。次の項目についてお答えください。

一、老朽化したプレハブ教室の建て替えを早急に行うこと。また、プレハブ教室について、雨の日でも使える専用のトイレ、手洗い場・足洗い場を整備すること。

一、学校課業日は、延長保育のある保育園と同じ19時まで延長すること。

一、夏休みなど長期休業日や、土曜日などの開所を朝8時からとすること、働く親が迎えに来られる時間までと、すること。

以上についてお答え下さい。

次に児童館の建設について伺います

児童館は、児童福祉法第40条に基づいて作られる施設で、子どもに健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、遊びを通して体力増進を図ることを目的として作られるものです。

また地域の子どもの健全育成の拠点として位置づけられ、子どもたちが自分の意思と興味に応じて、自由に出入りできる場所です。

児童館には、集会室や遊戯室、図書室があり、幼児からの子どもの対象に道具による遊び、集団遊び、音楽、舞踏、読書、製作、映画、遠足、運動、キャンプなどのうち適当なものを選んで行うとしています。

このような施設が設置されている自治体では、豊かな自然の中でキャンプなどを通じた自然体験活動や、高齢者との交流も取り入れられています。また、子ども家庭相談事業として、家庭での子育て相談活動も行われています。

広島市では、102の児童館があり、スポーツや、工作、手芸、伝承遊びやクラブ活動などが催され、子どもの居場所として活用されています。

福山市としても、児童館の整備を求めます。

御所見をお示してください。

教職員の多忙化解消についてお伺いします

今日の社会の中で、子ども達は、大人の想像を超える生きづらさや、悩みを抱えています。

「学力差が大きく授業の組み立てが難しい」「小学校低学年から勉強をあきらめている子ども」「突発的にキレる子ども」等々、先生と子どもの関係が難しくなっています。

このような時代こそ、ゆとりを持って、ひとりひとりの子どもと向き合える行き届いた教育が望まれます。

福山市教育委員会は、新卒採用者の退校時刻が21時以降となっている割合が62%にも及んでいるとの、深刻な勤務実態を報告されています。

これは、1日当たり超過勤務4時間以上で、1か月過労死ライン80時間を上回り、労基法に違反する異常なことではありませんか。

9月3日現在で、辞職2名、病休2名との報道もあります。

学校現場に必要なのは、子どもとむきあえるゆとりの時間です。

以下のことを求めます。

- 一． 初任者にかかわる研修制度・内容を労基法、給特法を踏まえて、勤務時間内にすべての業務研修を終了できるよう、改めること
- 一． 教育委員会への提出書類は必要最低限なものに精選すること
- 一． 教職員が十分な授業準備が出来る教員配置等、教育条件整備を進めること
- 一． 非常勤教員を常勤化すること
- 一． 文部科学省に対し、小中学校全学年に三〇人学級の実現を求めること
- 一． 市独自で三五人学級の実施の計画をすすめること

以上についてお答えください。

人権・同和行政について

福山市は、2006年度から同和対策諸制度を廃止しましたが、「人権行政」の名で今年度も部落解放同盟への団体補助金440万円

を支出し、人権交流センター内に部落解放同盟の事務所使用を許可し、無償貸与を継続しています。

こうした特別扱いをきっぱり廃止することを求めるものです。

「人権啓発」のあり方についてお伺いします。

福山市は「福山市人権施策基本方針」及び「人権教育推進プラン」を策定し、その中で「同和問題の解決へ向けた取り組みをさまざまな人権問題の解決へ普遍化する」

「差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の積極的推進」をにかけています。

ここではいぜんとして同和問題が優先され市民の意識改革を課題としています。憲法が保障する思想・信条・内心の自由を侵害することが危惧されるものであります。

福山市が運動団体を優遇し、特別扱いを継続するもとでは、行政や教育の公平性・中立性を保つことはできません。

かつて福山市は「一部には社会運動の課題をそのまま教材として扱った」とし、教育の公平性・中立性を歪めるものとして、大きな社会的批判を受けましたが、その教訓を生かすべきであります。

福山市のこれまでの「人権啓発・教育」のあり方は市民合意が得られるものではありません。

運動団体への特別扱いの廃止を明確に示し、全ての市民の基本的人権を保障する市政を求めるものです。

以上について御所見をお示してください。